

みなし指定に係る指定更新の取扱いについて

介護保険指定事業者のみなし指定の更新手続きについては以下のとおりです。

(1) みなし指定の種類

①経過措置

介護保険法施行前に他法により指定等を受けていた事業者は、平成12年4月1日以降、カッコ内のサービスについて指定があったものとみなされる。

(介護保険法施行法第4条、第5条及び第8条)

医療機関	(訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導)
薬局	(居宅療養管理指導)
訪問看護ステーション	(訪問看護)
特別養護老人ホーム	(介護老人福祉施設)
老人保健施設	(介護老人保健施設)

②指定の特例

医療機関等として指定又は許可を受けた場合に、カッコ内のサービスに係る指定があったものとみなされる。(介護保険法第71条及び第72条、施行規則第127条及び128条)

医療機関	(訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導)
薬局	(居宅療養管理指導)
介護老人保健施設	(通所リハビリテーション・短期入所療養介護)
介護療養型医療施設	(短期入所療養介護)

(2) みなし指定に係る更新手続きについて

介護保険法施行(平成12年4月1日)前に、**旧老人保健法、旧老人福祉法の「経過措置によるみなし指定」を受けた事業所については、更新手続きが必要となりますので御注意ください。**

	根拠法	法施行時に 受けていた指定	現在のみなし指定	更新手続
指定特例	健康保険法	病院、診療所	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	不要
		歯科医療機関	居宅療養管理指導	
		薬局	居宅療養管理指導	
経過措置	旧老人保健法	老人訪問看護ステーション	訪問看護	必要
	旧老人保健法	老人保健施設	介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	
	旧老人福祉法	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設	
指定特例	介護保険法	介護老人保健施設	通所リハビリテーション 短期入所療養介護	不要
	介護保険法	介護療養型医療施設	短期入所療養介護	

(例) 事業所番号「266・・・」で訪問看護の「経過措置のみなし指定」を受けている事業所
⇒更新手続きが必要です。

※事業所番号が「266」で始まる事業所については、更新手続きが必要です。